

玄海町地域防災計画

第9編 海上災害対策

令和3年10月

玄海町防災会議

第1章 災害予防	1
第1節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	3
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	3
第2項 情報の分析整理	3
第3項 通信手段の確保	3
第4項 職員の体制	3
第5項 防災関係機関相互の連携体制	3
第2節 救助・救急、医療及び消火活動関係	3
第1項 救助・救急活動	3
第2項 医療活動	3
第3項 消火活動体制の整備	4
第3節 緊急輸送活動	4
第4節 関係者等への的確な情報伝達	4
第2章 災害応急対策	5
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	7
第1項 災害情報の収集・連絡	7
第2項 通信手段の確保	7
第3項 町の活動体制	7
第4項 広域的な応援体制	7
第2節 救助・救急、医療及び消火活動	7
第1項 救助・救急活動	7
第2項 医療活動	7
第3項 消防機関による消火活動	7
第4項 惨事ストレス対策	8
第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	8
第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	8
第2項 交通の確保	8
第4節 関係者等への的確な情報伝達活動	8
第1項 被災者の家族等への情報伝達活動	8
第2項 住民への的確な情報の伝達	8
第3項 関係者等からの問合せに対する対応	8
第3章 災害復旧	9
第1節 漁業・水産関係の復旧	11
第2節 事後の監視等の実施	11

第1章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

- 第1項 情報の収集・連絡体制の整備
- 第2項 情報の分析整理
- 第3項 通信手段の確保
- 第4項 職員の体制
- 第5項 防災関係機関相互の連携体制

第2節 防災活動体制の整備

- 第1項 救助・救急活動
- 第2項 医療活動
- 第3項 消火活動体制の整備

第3節 緊急輸送活動

第4節 関係者等への的確な情報伝達

第1章 災害予防

この海上災害対策は、船舶の衝突、転覆及び火災等の海難の発生による多数の死傷者等の発生、又は船舶からの油等の大量流出による著しい海洋汚染や火災等の発生（以下「海上災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、町が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

「第2編 第1章 第3節 第3項 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備」（共通- 22 -）を参照

第2項 情報の分析整理

「第2編 第1章 第3節 第3項 2 情報の分析整理」（共通- 23 -）を参照

第3項 通信手段の確保

「第2編 第1章 第3節 第3項 3 通信手段の確保」（共通- 23 -）を参照

第4項 職員の体制

「第2編 第1章 第3節 第3項 4 職員の体制」（共通- 25 -）を参照

第5項 防災関係機関相互の連携体制

「第2編 第1章 第3節 第3項 5 防災関係機関相互の連携体制」（共通- 26 -）を参照

第2節 救助・救急、医療及び消火活動関係

第1項 救助・救急活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 2 救助活動体制の整備」（共通- 33 -）を参照

第2項 医療活動

「第2編 第1章 第3節 第6項 2 医療活動」（共通- 33 -）を参照

第3項 消火活動体制の整備

町〔防災安全課〕及び消防機関は、消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備促進に努める。その他は「第2編 第1章 第3節 第6項 3 消火活動」（共通- 34 -）を参照

【資料編】

○資料-28 消防施設の状況

第3節 緊急輸送活動

「第2編 第1章 第3節 第7項 緊急輸送活動」（共通- 34 -）を参照

第4節 関係者等への的確な情報伝達

「第2編 第1章 第3節 第8項 7 被災者等への的確な情報伝達」（共通- 43 -）を参照

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

- 第1項 災害情報の収集・連絡
- 第2項 通信手段の確保
- 第3項 町の活動体制
- 第4項 広域的な応援体制

第2節 救助・救急、医療及び消火活動

- 第1項 救助・救急活動
- 第2項 医療活動
- 第3項 消防機関による消火活動
- 第4項 惨事ストレス対策

第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
- 第2項 交通の確保

第4節 関係者等への的確な情報伝達活動

- 第1項 被災者の家族等への情報伝達活動
- 第2項 住民への的確な情報の伝達
- 第3項 関係者等からの問合せに対する対応

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1項 災害情報の収集・連絡

1 大規模な海上事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「第2編 第2章 第2節 第1項 1 被害規模の早期把握のための活動」（共通- 56 -）、「第2編 第2章 第2節 第1項 2 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」（共通- 56 -）を参照

2 一般被害情報等の収集・連絡

「第2編 第2章 第2節 第1項 3 一般被害情報等の収集・連絡」（共通- 56 -）を参照

3 応急対策活動情報の連絡

「第2編 第2章 第2節 第1項 4 応急対策活動情報の連絡」（共通- 66 -）を参照

第2項 通信手段の確保

「第2編 第2章 第2節 第2項 通信手段の確保」（共通- 66 -）を参照

第3項 町の活動体制

「第2編 第2章 第2節 第3項 町の活動体制」（共通- 68 -）を参照

第4項 広域的な応援体制

「第2編 第2章 第2節 第4項 広域的な応援体制」（共通- 76 -）を参照

第2節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救助・救急活動

「第2編 第2章 第4節 第1項 救助・救急活動」（共通- 91 -）を参照

第2項 医療活動

「第2編 第2章 第4節 第2項 医療活動」（共通- 93 -）を参照

第3項 消防機関による消火活動

消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第4項 惨事ストレス対策

「第2編 第2章 第4節 第4項 惨事ストレス対策」（共通- 98 -）を参照

第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

「第2編 第2章 第5節 第1項 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」（共通- 99 -）を参照

第2項 交通の確保

「第2編 第2章 第5節 第2項 交通の確保」（共通- 99 -）を参照

第4節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1項 被災者の家族等への情報伝達活動

「第2編 第2章 第6節 第9項 1 被災者への情報伝達活動」（共通- 107 -）を参照

第2項 住民への的確な情報の伝達

「第2編 第2章 第6節 第9項 2 住民への的確な情報の伝達」（共通- 107 -）を参照

第3項 関係者等からの問合せに対する対応

「第2編 第2章 第6節 第9項 3 住民等からの問合せに対する対応」（共通- 108 -）を参照

第3章 災害復旧

第1節 漁業・水産関係の復旧

第2節 事後の監視等の実施

第3章 災害復旧

第1節 漁業・水産関係の復旧

町〔農林水産課〕は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講じる。

第2節 事後の監視等の実施

町〔生活環境課〕及び県は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することから、大気、水質及び動植物等への影響の調査を綿密に実施し、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 漁業・水産関係の復旧、第2節 事後の監視等の実施